

愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、県の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、県民生活に密接に関連する計画、指針等の策定又は改定に当たり、幅広く県民に公表するとともに参考となる意見を求める愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2 この要領に定める手続の実施主体は、別表に掲げる局等の長（以下「局長等」という。）とする。

（実施対象）

第3 この要領に定める手続の対象は、広く県民生活に影響を与え、県行政執行上で重要な施策、事業の展開方針等を定める計画、指針等（以下「計画」という。）とする。

（実施段階）

第4 局長等は、計画の策定又は改定をするに当たって、次に掲げる段階のうち計画の性質に応じて実施することがふさわしい段階を選択して、県民意見の募集を行うものとする。

- (1) 基礎資料の収集段階
- (2) 基本構想又は中間案の策定段階
- (3) 計画案の策定段階

（県民意見の募集の公表）

第5 局長等は、県民意見の募集を行うときは、原則として、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 策定又は改定をしようとする計画の趣旨、計画の論点等
- (2) 基本構想又は中間案の策定段階にあっては、基本構想の案又は中間案
- (3) 計画案の策定段階にあっては、計画の案
- (4) 県民意見の募集の期間
- (5) 県民意見の提出方法

2 前項の規定による公表は、県Webページへの掲載により行うとともに、報道機関への発表及び各種広報媒体の活用に努めるものとする。

3 県民意見の募集の期間は、30日以上とする。

4 県民意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、局長等が必要に応じ定める方法によることとする。

5 局長等は、第1項の規定による公表前に、実施内容について、政策企画局長に報告するものとする。

（県民意見の処理及び公表）

第6 局長等は、提出された県民意見を参考として計画の策定又は改定を行うとともに、原則として、提出された県民意見の概要、県民意見を反映させた状況等を取りまとめ、公表するものとする。

2 第5第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（実施報告）

第7 局長等は、第6の規定による公表前に、実施状況について、政策企画局長に報告するものとする。

2 政策企画局長は、各局長等の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 第5第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、愛知県県民意見提出制度の実施に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

愛知県局設置条例第1条に規定する局
会計局
愛知県企業庁
愛知県病院事業庁
愛知県教育委員会事務局
愛知県警察本部
愛知県選挙管理委員会事務局
愛知県監査委員事務局
愛知県人事委員会事務局
愛知県労働委員会事務局
愛知県収用委員会事務局
愛知海区漁業調整委員会事務局
愛知県内水面漁場管理委員会事務局
愛知県東三河総局
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所
愛知県尾張県民事務所
愛知県海部県民事務所
愛知県知多県民事務所
愛知県西三河県民事務所